

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島5-12-8  
新大阪ローズビル6F  
TEL: 06-6838-7090  
FAX: 06-6838-7091  
http://label-bank.co.jp/  
support@label-bank.co.jp

## 第119号

先日、海外に輸出される予定の国産食品に「アレルゲンフリー」と表示されているものを見る機会がありました。メーカーさんに話を聞くと「原材料として使っていない」から表示しているとのこととで、いくつか注意が必要と感じましたので、今月のコラムは「海外とアレルゲン表示」について書いてみたいと思います。

### 対象品目の違い

日本と海外とは、アレルゲン表示の対象品目に違いがあります。まずは日本のアレルゲン表示の対象品目は、以下の27品目(義務表示は7品目)となります。

- 義務(7品目): えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生
- 推奨(20品目): あわび、いか、いくら、オレシジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

これに対して、海外の対象品目はやや異なります。例えば香港では、以下の8品目が表示義務の対象となります。

- (一) グルテンを含有する穀物
- (二) 甲殻類および甲殻類製品
- (三) 卵および卵製品
- (四) 魚および魚加工品
- (五) ビーナッツ、大豆およびこれらの製品
- (六) 乳および乳製品(乳糖を含む)
- (七) ナッツおよびナッツ製品

引用: 各国の食品・添加物等の規格基準(農林水産省)より

## 海外とアレルゲン表示

また日本(2013年に「ごま」「カシューナッツ」を表示推奨品目に追加)と同じように、規則も改正されていきます。例えば2018年では台湾のアレルゲン表示の規則に改定(2018年8月21日改定、2020年7月1日施行)があり、従来の6品目から11品目へと拡大されています。

- (一) 甲殻類およびその製品
  - (二) マンゴオおよびその製品
  - (三) ビーナッツおよびその製品
  - (四) ゴマ、ヒマワリ種子、およびこれらの製品
  - (五) 牛乳、山羊乳、およびそれらの製品(牛乳および山羊乳由来のラクチトールを除く)
  - (六) 卵およびその製品
  - (七) ナッツおよびその製品(アーモンド、ヘーゼルナッツ、くるみ、カシューナッツ、ピーカン、ブラジルナッツ、ピスタチオナッツ、マカダミアナッツ、松の実、栗など)
  - (八) 小麦、大麦、ライ麦、オート麦などのグルテンおよびその製品を含む穀類
  - (九) 大豆およびその製品(高純度または精製された大豆油脂、トコフェロールおよびその分解物、フィトステロールおよびフィトステロールエステルを除く)
  - (十) 最終産物として算出されるべきすべてのSO<sub>2</sub>換算値10mg/kg以上の濃度となる亜硫酸塩および酸化硫黄などの使用
  - (十一) サーマン、サバ、オオクチ(Manxue)、カラスカレイ(Ban xue) およびこれらの製品
- 引用: 各国の食品・添加物等の規格基準(農林水産省)より

「使用していない」旨の表示は、必ずしも「含んでいない」ことを意味するものではありません。(中略)例えば、「一般に「ケーキ」には「小麦粉(特定原材料)」を使用していますが、「小麦粉」を使用しないで「ケーキ」を製造した場合であって、それが製造記録などにより適切に確認された場合に、「本品は小麦(粉)を使っています」と表示することができません。しかし、このような場合であっても、同一の調理施設で小麦粉を使ったケーキを製造している場合、コンタミネーションしている場合があり、この表示をもつて、小麦が製品に含まれる可能性を否定するものではありません。(食品表示基準Q&Aより)

日本には「アレルゲンフリー(含んでいない)」表示についての数値基準は明確には定められていませんが、こうした表示に対する基準が定められている国もありません。例えばアメリカやEUでは、「グルテンフリー」と表示できる基準値として「10ppm(mg/kg)」が設定されています。「gluten free」だけでなく「no gluten」なども対象になるなど、表示方法についても規則がある場合があります。確認をさせていただく必要があります。

また関連する表示としては、「低グルテン」の規則がある国もあります。例としてオーストラリアとニュージーランドの規則は次のようなものとなります。

### フリーと不使用の違い

次に、「アレルゲンフリー」の持つ意味についても確認が必要です。日本の食品表示基準には、以下の規則があります。

グルテン  
・(グルテン)フリー  
食品には以下のものを含有してはならない  
(a) 検出可能なグルテン、もしくは  
(b) オーツまたは関連商品、もしくは  
(c) モルト化したグルテンを含有する雑穀  
または関連商品  
・低(グルテン)  
100gあたり20mg未満のグルテンを含有する食品

次に、「アレルゲンフリー」の持つ意味についても確認が必要です。日本の食品表示基準には、以下の規則があります。

フリーと不使用の違い  
次に、「アレルゲンフリー」の持つ意味についても確認が必要です。日本の食品表示基準には、以下の規則があります。

最後に  
こうした制度や規則の違いの背景の1つに、食文化の違いがあると思います。海外に輸出される予定の日本の食品ラベルを見る機会も増えていますが、アレルゲンフリーや〇〇産原材料使用などの「強調表示」がされているケースも増えてきていると感じます。日本も同じですが、強調表示をするにはそれなりの根拠の用意が必要となります。

規則が異なるために、日本では可能だった強調表示ができなくなる場合も多々あります。その際には、無理に他に可能な強調表示を探すのもよいですが、空いた表示スペースには「食品自体の説明文章」にあてると、食文化の異なる消費者にも分かりやすくなるのではと思いますので、海外へ販売するときの参考までにしたいだけだと思います。(川合)

参照: 各国の食品・添加物等の規格基準(農林水産省)  
http://www.shokuhin-kikaku.info/  
食品表示基準 Q&A (消費者庁)  
http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/food\_labeling\_act/pdf/food\_labeling\_act\_180921\_0022.pdf  
Standard 1.2.7 Nutrition, health and related claims (コーストランド)  
https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C01048

## ミニコラム 「輸出入と原材料使用基準、表示基準」

日本と海外各国では、食品の制度は大きく異なります。例えばアレルギーの表示対象品目も異なってきますので、十分な事前調査が必要です。また、こうした規則の違いによる対応の難易度にも大きな差があります。例えばアレルギーの表示基準の違いがあることについては、その違いを知ってしまえば、対応自体はそれほど難しくありません。表示を変更すればよい、ということになるためです。その一方で、規則の違いを把握できたとしても、実際に対応することはかなり難しいということもあります。

そこで今回のミニコラムでは、実務対応上の課題からみた「使用基準」と「表示基準」について簡単にまとめてみたいと思います。まずは以下の表をみてください。

		基準の判断のしやすさ	基準への対応のしやすさ
使用基準	原材料	Hard	Hard (食品分類による)
	添加物	Easy	Hard (食品分類による)
表示基準	義務表示	Hard	Easy
	任意表示	Hard	Easy

使用基準については「原材料」と「添加物」の区分で、表示基準については「義務表示」と「任意表示」で分けて考えてみました。Easyは「対応が簡単」、そしてHardは「対応が難しい」という意味です。

### 【原材料使用基準】

原材料使用基準については、とりわけ添加物については規則を見つけること自体は難しくありません。ただし、必要であることから使用されているものであるため、同じような機能をもつ代替の添加物を探す必要があります。その際、製造性での課題や、栄養成分訴求等の品質保証の課題について検証が必要な場合は、時間がかかることになります。

添加物以外の原材料(食品素材)については、使用基準そのものを見つけることが困難な場合があります。とくにノベルフード(食経験が長くないもので例としては成分を抽出し濃縮したエキス等があります)に該当するものを主要原材料としている場合は、代替原材料の選定は難しくなります。

### 【表示基準】

表示事項、表示方法、禁止表示といった表示基準は、規則が分かれば対応は難しくありません。ただし、原材料使用基準の規則と違い、現地の規則は長文で記載されており、現地の担当者でも理解が難しい場合があります。つまり規則の把握自体が簡単ではないとも言えます。とりわけ強調表示など特定の条件下で表示の必要性が生じる規則などについては、規則自体の把握はかなり難しい場合があります。

そして共通する課題が、「食品分類の特定」でしょう。原材料使用基準も表示基準も、日本と同様に「食品分類」によってそれぞれ異なります。輸出入の際、どこに時間がかかりそうかを考えるうえで参考になればと思います。

### 今月の「お気に入り」言葉

So many countries, so many customs.

(ことわざ)